

平成20年4月から医療制度が変わります!

★ 後期高齢者医療制度の開始 ★ 退職者医療制度の変更 ★ 特定健診・特定保健指導の開始

平成20年4月1日から、75歳以上の人を対象にした老人保健制度に代わり、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

老人保健制度では、75歳以上で国保や職場の健康保険などの医療保険に加入している人が老人保健制度の対象になっていました。後期高齢者医療制度では国保や職場の健康保険など（社会保険などの被用者保険）の医療保険から後期高齢者医療制度に新たに加入することになります。

運営主体

都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村は窓口業務などを行います。岡山県では、県内の全ての市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合が保険者となります。

加入者

○75歳以上の人
○65歳以上で寝たきりなどの一定の障害がある人（広域連合の認定を受けた人。老人保健

制度で既に認定を受けている人は引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされる予定。）

【対象となる日】

○75歳の誕生日当日（平成20年4月1日以前に75歳に到達している人は、平成20年4月1日）

○寝たきりなど一定の障害がある65歳以上の人は広域連合の認定を受けた日

保険証

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚交付されます。被保険者証には自己負担割合が記載されています。

保険料

○保険料は被保険者全員が納めます。

老人保健制度では、被保険者が加入している医療保険に保険料（税）を納めたり、被用者保険などの被扶養者は保険料負担がありませんでしたが、後期高齢者医療制度では被保険者全員が保険料を納めることとなります。

○保険料の決まり方

保険料は、均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算されます。均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決まられます。

保険料	均等割額	被保険者1人あたりいくらと計算
	所得割額	被保険者の所得に応じて計算

※賦課限度額が設けられます。
※それまで政府管掌健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人には軽減措置（2年間）があります。
※所得の低い人には軽減措置があります。
※保険料、賦課限度額、軽減措置の数値は現段階では具体的に決まっていますが、決定後広報等でお知らせします。

○保険料の納め方

①年金が年額18万円以上の人
保険料は年金から天引き（特別徴収）

②年金が年額18万円未満の人
個別に納付（普通徴収）

※介護保険料とあわせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きは行われず、個別に納めます。

給付

後期高齢者医療制度でお医者さんにかかるときは、老人保

健制度と同じようにかかった費用の1割、現役世代並み所得者は3割を自己負担します。医療費が高額になったときの自己負担限度額や、入院時食事代の標準負担額など、その他の給付についても、老人保健制度と変わらず同様に受けられます。

笠岡第一病院よりお知らせ

10月1日(月)より整形外科の診察場所は全て笠岡第一病院へ移動しました。(横島)

★診療スケジュールは当院受付またはホームページをご覧ください。



乳がん健康教室

参加費 無料

日時: 10月27日(土) 午後2時~3時
場所: 笠岡第一病院 5階多目的ホール (笠岡市横島 1945)
講師: 乳腺内分泌外科 惣田麻衣 医師 (川崎医科大学附属病院 乳腺甲状腺外科)
テーマ: 乳がん~無知・無関心が招く死の恐怖~
☆どなたでもご参加いただけます☆

笠岡第一病院 笠岡市横島1945 ☎67-0211 <http://www.kasaoka-d-hp.or.jp>